

財 団 法 人 J K A
平成21年度デジタルコンテンツの保護・活用に関する調査研究等補助事業

コンテンツ流通プラットフォームの
現状と課題に関する調査研究

－2010年1月1日施行の著作権法と新裁定制度－

報 告 書

平成22年3月

財団法人 デジタルコンテンツ協会

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

URL : <http://ringring-keirin.jp/>

序

コンテンツ産業の市場規模とは、権利者と利用者との間でコンテンツに係る著作権等についての権利処理（利用許諾）が適切になされた“合法的なコンテンツ取引”から算出される数値です。我が国は現在、コンテンツ産業の圧倒的拡大を目標に掲げていますが、この目標を達成するには、コンテンツの創造・製作・流通・利用・再創造等の各ステージにおいて制度的プラットフォームとなり得る健全な利用許諾ルールを整備し、当該ルールに則ったコンテンツ取引を活性化させることが肝要とすることができます。

さて、我が国におけるコンテンツに係る利用許諾に関する一般的なルールは、近年の著作権法および著作権等管理事業法等の発展により、また、著作権情報集中処理機構をはじめとする関係者の精力的な取組みにより、大いに整備されつつあります。なかでも、平成21年に可決成立し公布された著作権法改正は、現行法に対するものとしては、これまでにない大規模なものです。また、利用許諾ルールに直接かかわるものとして、裁定制度の改正も行われました。

当協会は平成21年度、財団法人JKAの補助金を受けて、コンテンツビジネス法務の専門家にお集まりいただく「コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題に関する調査研究委員会」を設置し、上述した著作権法改正、権利者と利用者との間の利用許諾ルールに関わる新裁定制度等について、調査研究を進めてまいりました。本報告書は委員会における1年間にわたる調査研究成果のとりまとめであります。

本報告書が、コンテンツビジネスに関わる皆様の基礎資料としてご活用いただければまことに幸甚であります。

平成22年3月

財団法人デジタルコンテンツ協会

委員一覧（敬称略 50音順）

委員長	北村 行夫	虎ノ門総合法律事務所 弁護士
委員	石川 真紀子	(株)朝日新聞出版 管理部
	伊藤 康之	(株)NTT ぷらら 映像ビジネス本部 映像サービス企画部長
	曾根 翼	虎ノ門南法律事務所 弁護士
	戸叶 司武郎	ヤマハ(株) 法務・知的財産部 NT知的財産グループ 東京駐在マネジャー
	平野 直樹	(株)TBS テレビ コンテンツ&ライツセンター メディアライツ推進
	松本 英晃	(株)東北新社 配給事業部 業務推進チーム
	村尾 治亮	岡崎・大橋・前田法律事務所 弁護士
	橋本 有加	ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士
	雪丸 真吾	虎ノ門総合法律事務所 弁護士
講師	竹田 透	文化庁 長官官房 著作権課 著作物流通推進室長補佐 (併) 著作権電子取引専門官
	壹貫田剛史	文化庁 長官官房 著作権課 課長補佐
オブザーバ	河野 智子	ソニー(株) スタンダード&パートナーシップ戦略部 著作権政策室 著作権担当部長
	西口 勇	(株)オーク情報システム スタジオ アロ プロデューサー
事務局	宮島 慎一	財団法人デジタルコンテンツ協会 企画調査部
	山本 純	財団法人デジタルコンテンツ協会 企画調査部

著作権に関する注意

本報告書は論文集に似た性質を有する。したがって、本報告書全体にかかる編集著作権は財団法人デジタルコンテンツ協会に生じるが、本報告書に掲載された個々の論文等にかかる著作権はそれぞれの執筆者に帰属する。

留意事項

本調査研究は、当該年度において計6回開催された委員会における各委員及び講師のプレゼンテーション及び自由討議を基本として進めた。本報告書はそのとりまとめである。このため本報告書には各委員及び講師の個人的意見が多く含まれており、必ずしも各委員及び講師が所属する企業団体等の見解を代表するものではないことを念のため申し添える。

目次

第Ⅰ章 2010年1月1日施行の著作権法一部改正

1 はじめに	1
2 改正内容	2

第Ⅱ章 新しい裁定制度

1 裁定制度の改正	17
2 新旧裁定制度の比較	19
3 新制度利用上の留意点	21
4 まとめ	27

巻末資料

1 著作権法の一部を改正する法律の概要	33
2 著作権法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第299号） の概要	43
3 著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成21年省令第38号） の概要	48
4 広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を 定める件（文化庁告示第26号）の概要	52

第 I 章 2010 年 1 月 1 日施行の著作権法改正

虎ノ門南法律事務所
弁護士 曾根 翼

1 はじめに

1. 1 著作権法の改正

日本における著作権法の制定は 1899 年（明治 32 年）に遡る。2009 年は 110 年目の区切りの年にあたる。1970 年（昭和 45 年）に全面改正が行われ、これが現行法である。したがって新法と言えば、いまなお昭和 45 年法のことである。他方、著作権法が情報技術の進展に即した法の発展を求められることは自明である。このため高度情報化が叫ばれ始めた 1980 年代以降、新法に対する一部改正が頻繁に行われてきた。

こうした中、2010 年 1 月 1 日施行した著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年 6 月 19 日法律第 53 号）¹は、改正としては過去最大のものであり、コンテンツビジネスへの影響も大きく、関係者にとって看過し得ない動向とすることができる。

1. 2 改正の背景と理由

改正の背景として、「インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている」、「違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている」、「障害者の情報格差が拡大している」という三つの大きな社会的課題があり、それらに対応するための法改正がなされた。（図表 1）なお、4 項目の登録原簿の電子化は、文化庁の著作権登録実務に関わるものであり、図表 1 とは対応していない。

改正の理由は、次のように述べられている。

「著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、送信可能化された情報の検索のための複製、電子計算機による著作物等の利用、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講じるとともに、著作権等を侵害する自動公衆送信をその事実を知らず受信して行う私的使用を目的とする録音又は録画について著作権者等の許諾を要することとし、あわせて著作権等を侵害する行為により作成された物の頒布の申出を情を知って行う行為を著作権等の侵害行為とみなすこととする等の措置を講

¹ 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/171/1251917.htm) 参照。

じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

図表1 平成21年度著作権法一部改正の背景と要点

<p>1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置</p> <p>様々な社会的要請を踏まえ、権利者の許諾なく次の行為を行えるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none">○インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等○過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用、国立国会図書館における所蔵資料の電子化○その他（インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製、電子機器利用時に必要な複製）
<p>2. 違法な著作物の流通抑止</p> <p>権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none">○インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする（罰則あり）○違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする（罰則なし）
<p>3. 障害者の情報利用の機会の確保</p> <p>障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none">○視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大○聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に○発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に
<p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none">○登録原簿の電子化

2 改正内容

2. 1 インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

2. 1. 1 インターネット情報検索サービスを実施するための複製等（47条の6）

（1）法整備

インターネットでの情報検索サービス（Yahoo!やGoogle等）に伴う情報の収集、整理・解析、検索結果の表示が著作権法に抵触する可能性があるため日本国内にサーバーを設置

できないとの指摘や、「情報大航海プロジェクト」を推進する観点から、法改正に向けた検討がなされた。

情報検索サービスを実施するための複製等は、①権利者がネット上で情報収集を拒否する旨の意思表示を行っている場合は当該情報を収集しないこと、②サービス事業者が違法複製物の存在を知った場合その表示を停止することを条件として、著作権者の許諾を得なくても可能となった。

具体的な基準は政令に委任されることとなり、以下の内容が規定された。

- ①情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと
- ②文部科学省令で定める方法に従い情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を収集しないこと
- ③ネットワーク上の情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について上記②の措置がとられたことが判明したときは、当該情報の記録を消去すること

(2) 所見

情報検索サービスでは、サービス提供の準備段階においてクローラー (Crawler) というプログラムを用いてウェブページの情報を定期的・自動的に収集して自己のサーバーに蓄積 (複製) し、それを利用者が入力するキーワード毎に分類整理 (翻案) している。利用者が情報検索サービスを利用する段階では、自己のサーバーに蓄積された情報の中から検索結果表示画面に利用者の入力したキーワードに関連するウェブサイトの URL、テキスト及び画像等が自動的に画面に表示 (公衆送信) される。このように情報検索サービスは、サービス提供過程において、著作権 (複製権、翻案権、公衆送信権) や著作者人格権 (同一性保持権) の侵害となる可能性が指摘されていた。

しかし、インターネットには膨大な情報が氾濫しているため、必要とする情報を適切に検索できるシステムがなければ、インターネットに流通する情報の利用は困難である。そのため、情報検索サービスはデジタル・ネット時代において社会の基本的インフラともいえるべきものであり、これを禁止することは現実的ではない。また、権利者 (情報提供者) 側としても、情報検索サービスは利用者に自己のウェブサイトの情報を知らしめるために極めて有効な手段であるため、情報検索サービスの検索結果で上位に表示されるための検索エンジン最適化 (Search Engine Optimization) を重視しており、情報検索サービスは、権利者のビジネスと競合するのではなく、むしろ権利者のビジネスに役立っているといえる。アメリカにおいては、情報検索サービスを合法化する個別的な権利制限規定は存在していなかったが、フェアユースが存在しており、実際に裁判所においてもフェアユースに該当する旨の判断が多くなされたことから、情報検索サービスはアメリカにおいて発展し、現在 Yahoo! や Google 等といった情報検索サービスの大手はアメリカ企業によって占められている。他方、日本では、著作権法にフェアユースのような権利制限の一般的規定がな

いため、情報検索サービスは権利侵害となる可能性が高い。これが、日本において Yahoo! や Google のような事業規模の情報検索サービスが発展してこなかった理由の一つと想像し得る。しかし、インターネットには国境がないため、日本でできないネットビジネスは外国に流れるだけであるし、既に Yahoo! や Google 等が行っている情報検索サービスを止めることは不可能である以上、日本においてだけ情報検索サービスを禁止することは、権利者にとっても意味がない。日本は今回の改正でようやく情報検索サービスが合法化されることになったのであるが、改正が後手に回ったことは否定できない。

日本の著作権法は権利制限規定を限定列举する形式を取っているため、従来存在していない先進的なネットビジネスは、その出現時点では形式上著作権侵害となってしまうことも多い。したがって、本改正がなされても、今後新たな先進的なネットビジネスが考案され権利者のビジネスと競合しないような場合においても、形式上著作権侵害となる可能性が高ければ、日本においてそのビジネスが発展することは期待できないであろう。そして、情報検索サービスと同じく外国企業によってビジネスが確立された後でようやく著作権法が改正されることになるが、そのときには日本の企業が当該ビジネスに新規参入して発展することは困難な状況になっている可能性が高い。このようなことが続けば、インターネット上の情報を外国企業に押さえられることになるから、日本企業はビジネス機会を喪失し、国際的競争力を著しく減殺されてしまう。そのため、形式的には著作権侵害になっても、検索情報サービスのように権利者のビジネスと競合しない態様の著作物の利用であれば、そのような先進的なネットビジネスを禁止する理由はない。日本において新規ネットビジネスを発展させるためにも、著作権法に権利制限の一般的規定を設け、立法・行政による事前規制型から司法による事後規制型に移行していくことについて、利害関係者をまじえ早急に議論を深めていくべきであろう。

2. 1. 2 権利者不明の場合の利用の円滑化 (67 条、67 条の 2、103 条等)

(1) 法整備

『経済財政改革の基本方針（骨太の方針）2007』に「デジタルコンテンツ流通促進のための法制度等を 2 年以内に整備する」と記述され、過去に放送されたテレビ番組等をインターネットで二次利用する場合、著作権者や実演家（俳優）が所在不明であるなどの理由で許諾が得られないことが阻害要因であり、まずこの点を解決すべきとの指摘を受け検討がなされた。

現行の裁定制度（著作権者が所在不明等の場合に文化庁長官の裁定で利用する制度）では、著作隣接権（俳優等の実演家の権利）を対象としていない、裁定結果が出るまでに時間がかかる等の問題があったため、①著作隣接権も裁定制度の対象とする、②要件(権利者

探索の相当な努力)を明確化する、③裁定申請の際に供託金を供託すれば文化庁長官の裁定を受ける前でも暫定的な利用を認める、ことを内容とする立法がなされた。

政令委任事項は三点で、それぞれ具体的基準が示された。

①相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合（法第67条第1項関係）

「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合」とは、以下のすべての方法によっても権利者と連絡するための情報が得られなかった場合、又は、以下の方法により得た情報その他の情報に基づき連絡しようとしたが連絡がとれなかった場合とされる。

- ・ 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
- ・ 著作権等管理事業者その他広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること
- ・ 日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること

②申請中利用の際に供託した担保金の払い戻し事由とその金額（法第67条の2関係）

担保金の額が第67条6項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったときは、その超過分を取り戻すことができる。

③裁定申請の際に添付すべき資料等の事項（法第70条第8項関係）

- ・ 裁定申請書に記載すべき事項として、「法第67条の2第1項の規定により申請中利用を行う場合には、その旨」を含めること
- ・ 法第67条の2第3項に規定する申請中利用者に対して法第70条第5項の裁定をしない処分をした旨の通知を行う場合に補償金額を併せて通知すること
- ・ 著作隣接権者と連絡することができない場合についても、政令で定める著作権者と連絡することができない場合の規定を準用すること

（2）所見

インターネット利用環境やコンピュータ・デジタル機器の性能の向上によりコンテンツを利用することが容易になったため、近年、過去のテレビ番組等のコンテンツを二次利用するニーズがますます高まっている。しかし、そのような作品は著作権者や俳優等の著作権者といった権利者が多数存在するにもかかわらず、過去の作品であるため権利者の連絡先が分からなくなっていることが多く、多数の権利者のうち一人でも連絡が取れなければ権利処理ができないため利用を断念せざるを得ないこともある。

このような場合に、著作権法上裁定制度があるが、現行の裁定制度は、利用可能となるまでに時間が掛かるなど使い勝手が悪く、また著作隣接権を対象としていなかったことが

ら著作隣接権との関係では裁定制度を利用することすらできなかつた。本改正は、それらの点を改正するものであり、過去の魅力的なコンテンツを再利用するビジネス形態をより促進させるために役立つであろう。本改正の詳細は第Ⅱ章に譲る。

2. 1. 3 国立国会図書館における所蔵資料の電子化 (31条2項)

(1) 法整備

出版物を網羅的に収集し保存するという国立国会図書館の役割を踏まえ、所蔵資料が傷む前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できるようにすることが重要との認識から検討がなされた。

現行法では、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみが可能であったが、この立法により、国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化することができることとなった。なお、閲覧やコピーサービスの運用は出版業界の意見も踏まえ、今後、適切にルール化することとされている。

これにより、出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、将来の世代に引き継ぐことが可能となるものと期待し得る。

(2) 所見

国立国会図書館は、国立国会図書館法に基づく納本制度により国内で発行されたすべての出版物の納入を受けており、日本国民の知的活動の記録を国民共有の文化的資産として保存し後世に引き継ぐことをその大きな役割としている。

しかし、国立国会図書館の納入されている紙媒体の資料も有体物であるから、経年によって当然劣化する。その原因は様々であるが、製紙工程で加えられる硫化アルミニウムに由来する紙中の硫酸による劣化の深刻な被害は、過去に出版された図書に多くみられるものであり、一般に「酸性紙問題」と呼ばれている。現在では中性紙が使われることが多くなったため図書の寿命は大幅に伸びているが、紙である以上は経年により遅かれ早かれいずれ劣化する点において変わりはない。また、国立国会図書館の資料は公衆の利用に供されるため、その利用過程においても常に滅失、損傷、劣化のおそれにとさらされている。そのため、国立国会図書館の上記役割からすれば、紙媒体の資料は、できるだけ良い状態のものを電子化し保存することが望ましい。

そのため、本改正では、現行法において認められている現に損傷・劣化した資料の「保存」のためだけでなく、資料原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷、劣化を避けるために、資料原本に代えてその電子データを「公衆の利用に供する」ために電子化することも認めたものである。資料の電子化は「必要と認められる限度において」認められるものであるから、例えばバックアップ等のために具体的に必要と認められる場合を除

き、原則として一つの電子データしか作成することはできない。

本改正により国立国会図書館が電子化することのできる資料は大幅に増え、その中には著作権が存続しているものもこれまで以上に多く含まれることになる。本改正に基づき電子化が実行された場合、本規定の趣旨からして資料原本が利用に供されることは原則として想定されず、電子データのみが利用されることになるが、著作権が存続している電子データの利用にあたっては原則どおり権利処理を要する。そのため、著作権の保護期間が満了した作品又は権利者の許諾（文化庁長官の裁定）がある場合を除き、電子図書館サービスなどにおいて電子データを利用に供することはできない。しかし、平成21年度補正予算において電子化のために約127億円もの予算が組まれているとおり、電子化は多額の費用（税金）を掛けて進められている。そのため、作成された電子データは漫然と蓄積しておくのではなく、権利者の利益や既存の出版ビジネスを不当に害することがない範囲で有効活用する方法を模索すべきである。この点に関しては、関係者間において、国立国会図書館において電子化された資料を閲覧する場合の同時アクセス数の制限や、電子データを国立国会図書館以外の図書館等で閲覧させることの是非等について、議論がなされているところである。

2. 1. 4 インターネット販売等での美術品等の画像掲載（47条の2）

（1）法整備

インターネット販売等において美術品や写真等を出品する際その商品画像の掲載が著作権（複製権や公衆送信権）の侵害となる可能性があるとの指摘や、当該取引を行う上で商品情報を供することは売り主に求められる義務として必要不可欠であるなどの認識から検討がなされた。

複製防止措置など一定の措置を講じることを条件として、商品画像の掲載を権利者の許諾なしに行えるようにすることとする立法に至った。

「一定の措置」とは、以下のいずれかの措置を講じていることであることが明らかにされた。

- ①画像を文部科学省令で定める基準に適合する大きさ又は精度にすること。
- ②画像のインターネット送信を行う際に、電磁的方法により複製を防止する手段（コピープロテクション）をかけ、かつ、画像の精度が①の基準より緩やかなものとして文部科学省令で定める基準に適合するようにすること。

美術品や写真を適法に販売できる法的環境が整備され、これらの著作物の円滑な流通促進が期待される。

(2) 所見

本改正が対象としているのは「美術の著作物又は写真の著作物」であり、その他著作物は対象に含まれない。物の所有権と著作権は別であるから、美術・写真の著作物の原作品・複製物の所有権者と著作権者が一致しない場合、原作品・複製物の所有者であっても著作権者の許諾を得ずにインターネットオークションサイトやカタログに著作物を掲載すれば、複製権・公衆送信権の侵害となってしまう。

しかし、美術・写真の著作物をオークション等で第三者に譲渡しようとする場合、その複製（紙媒体のカタログ等に掲載する場合）や公衆送信（インターネットオークション等の場合）をすることにより、当該著作物を見てもらう必要がある。このような利用を認めなければ、美術・写真の著作物をオークション等によって譲渡することを事実上禁止するに等しい。そのため、本改正によって権利制限規定を定めたものである。

しかし、本規定の適用によって複製・公衆送信されたものが本来の美術品等の代替品として出回ることにより、著作権者の利益を不当に害することがあってはならないことは当然である。著作物を譲渡しようとする者としても、譲渡の申出に必要な大きさ、精度で著作物を示せば足りるはずである。そのため、本条においては、複製の防止又は抑止のための措置を講ずることなど、著作権法施行令第7条の2、著作権法施行規則第4条の2において定める措置（複製・公衆送信される著作物の表示の大きさ、画素数等の制限）を講じている場合に限り、権利制限を認めている。なお、公衆送信においてコピープロテクションを用いる場合には違法複製がなされる危険性が少ないため、コピープロテクションを用いない場合と比べて画素数制限が緩和されている。

上記のとおり、この規定は、美術・写真の著作物の原作品・複製物の譲渡・貸与の申出の用に供するためであれば、インターネットオークションの場合に限られず、紙媒体のカタログ等に掲載する場合も当然に含まれる。本改正前の裁判例（東京地裁判決平成21年11月26日裁判所ホームページ掲載）であるが、被告（オークション業者）が美術品の著作物をそのカタログ等において複製し、その一部をインターネットで公衆送信したことについて、損害賠償請求が認められた事案がある。被告は、著作権法上の引用（法32条1項）、点字に伴う複製（法47条）、時事的事件の報道のための利用（法41条）、権利濫用の抗弁を主張したが、ことごとく認められなかった。この事案における複製又は公衆送信の態様は、改正法の下においても合法とはならないものも含まれていると思われるが、今後は上記基準を満たしている限り、合法的な利用が可能になるわけである。

2. 1. 5 情報解析研究のための複製 (47条の7)

(1) 法整備

ウェブ情報の解析、言語解析、音声解析、映像解析等の情報解析を行う際に、文字列、音、映像等の要素を抽出して比較・分類する目的でコンピューターへの著作物の蓄積が行われているほか、解析技術の開発は高度情報化社会において必要不可欠であり、しかも、このことは著作物を個別に利用するものではないとの認識から、こうした行為について著作権法上の疑義が生じないよう措置するための検討がなされた。

立法により、コンピューターによる情報解析を目的とする場合には、必要と認められる限度で著作物の複製ができることとなった。ただし、情報解析に使用されることを目的として作成・提供されたデータベース（例えば、新聞社の有料データベース）は、権利制限の対象外である。

社会学研究、言語学研究、音声・映像認識技術開発など情報処理を活用した様々な分野の研究開発が進展するものと期待し得る。

(2) 所見

情報解析技術は、デジタル・ネット時代において極めて重要なものである。情報解析のためにウェブサイトの情報をクロールングによって蓄積（複製）することがあり、収集した情報の中には著作物も多く存在するが、著作権者に個別的に許諾を取ることは実務上不可能である。そのような無理を強いて学問研究の発展を阻害することは好ましいものではないであろう。また、情報解析は著作物を構成している断片的な情報を利用するものにすぎず、著作物の本来的な利用をするものではなく、情報解析後に著作物を外部に公表等することを予定しているわけでもないため、著作権者の利益を侵害する程度が低いと考えられる。そのため、本改正では、「電子計算機による情報解析」を行うことを目的とする限り、必要と認められる限度において著作物の複製又は翻案を行うことができるものとするものである。対象となる著作物に限定はないが、情報解析は「電子計算機による」ものでなくてはならず、電子計算機を用いない人手による情報解析には本条は適用されない。また、当然であるが、学問研究一般の複製を適法とするものでもない。

本条のただし書では、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物について本条は適用されないこととなっているが、本条が適用された場合には著作権者の利益を不当に害することになるため、権利制限が及ばないことは当然である。権利制限を及ぼすことが妥当か否かは、その利用が当該著作物において意図された本来的な利用か、著作権者のビジネスと競合するかが考慮するべきであり、著作権者の利益を不当に害するとはいえない場合には権利制限を及ぼすべきでないといえる。

2. 1. 6 送信の効率化、送信の障害の防止等のための複製 (47条の5)

(1) 法整備

デジタル化・ネットワーク化が進展し、インターネットを通じた情報利用がますます重要になる中、通信事業者などにとっては、情報通信を効率的にするための「キャッシュサーバー」や障害を回避するための「バックアップサーバー」などを設置して情報を蓄積しておく措置が必須となっている。しかし、こうしたサーバーにおける情報の蓄積行為は、形式的には「複製」となるなど、著作権法上の位置づけが不明確であることから検討がなされた。

改正により「自動公衆送信又は特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）を補助する事業者（いわゆるサーバー管理事業者）が、送信の障害の防止等のために必要な複製を行うことは、著作権侵害とならないことが明確化された。

「特定送信」は、政令により以下とされた。

- ①受信者からの求めに応じて自動的に行う送信で自動公衆送信以外のもの（例：ストリーミングサービスにおけるオンデマンド送信等）
- ②受信者からの求めに応じて自動的に行う送信以外の送信で電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの

(2) 所見

ネットワーク上の情報流通を円滑・確実に行うために必須であるキャッシュサーバー、ミラーサーバー、バックアップサーバー等においてこれまで行われてきた複製に権利制限を及ぼすものであり、本改正も著作権法の規定を実態に合わせるための現状追認型の改正である。本条の複製についても、当該著作物において意図された本来的な利用ではなく、著作権者のビジネスと競合するものではないといえる。

また、本条の権利制限の対象となるサーバーには、著作権法に定義の置かれている「自動公衆送信」の用に供される装置だけではなく、上記の特定送信の用に供するサーバーを含むものとされている点に特徴がある。

2. 1. 7 電子機器利用時に必要な複製 (47条の8)

(1) 法整備

ワープロソフトを用いて文書を作成したり、ブラウザを用いてインターネット上のウェブページを視聴するなどコンピューターを用いた著作物の利用が一般化しているが、このような利用の際、コンピューター内部の技術的処理過程においてソフトウェアやウェブページなどの情報がメモリなどの記録媒体に蓄積される。現行法では、こうしたコンピューター

ター内部における技術的処理のために必要となる一時的な蓄積が形式的には「複製」となるおそれがあり、著作権法上の位置づけが不明確であるとの問題意識から検討がなされた。

立法により、電子機器の利用時に技術的処理過程で必要となる情報の一時的な蓄積行為は著作権侵害とならないことを明示した。

(2) 所見

本条の対象となる著作権法第2条第1項第10号の2の「電子計算機」は、記憶、演算、生後の3装置を備えていれば該当するため、パソコンをはじめ、携帯電話、OA機器、ゲーム機に含まれているマイクロプロセッサも含まれる。本条の適用により、CD-ROMで販売されているパッケージソフトをパソコンにインストールして使用する場合や、ウェブページに掲載されている著作物をブラウザで閲覧する場合等が権利制限の対象となる。ただし、本条のただし書により、著作物の利用又は複製物の使用が著作権侵害にあたる場合には本条の権利制限は及ばず複製権侵害となる。本改正も著作権法の規定を実態に合わせるための現状追認型の改正である。

なお、電子機器利用時における情報の蓄積に関連して、スターデジオ事件（東京地判平成12年5月16日（判時1751号128頁、判タ1057号221頁）は、RAMにおけるデータ等の蓄積について、著作権法上の「複製」すなわち「有形的な複製」に当たるというためには、将来反復して使用される可能性のある形態の複製物を作成するものであることが必要であるところ、RAMにおけるデータ等の蓄積は一時的・過渡的な性質を有するものであり、RAM上の蓄積物は将来反復して使用される可能性のある形態の複製物といえないため、著作権法上の「複製」には当たらないと判示している。そのため、同裁判例によるとRAMへの情報の蓄積は「複製」ではないため本改正がなくとも適法であったが、本改正によって、同裁判例によっても「複製」に当たり著作権侵害であると解するほかない場合についても、情報処理の過程で必要と認められる限度で権利制限が及ぶこととなったものである。

2. 1. 8 電子計算機における著作物利用に伴う複製（49条第1項7号）

(1) 法整備

インターネット上のウェブサイトの閲覧等をする場合に、法第47条の8（電子計算機における著作物利用に伴う複製）の規定により作成されたブラウザキャッシュ等の複製物について、政令で定める一定の行為等をしないうで利用する場合には、当該利用自体を目的外使用として複製とみなし、権利制限を認めないこととした。

また、政令で定めることとされた一定の行為とは、「著作物の送信の求めに応じてブラウザキャッシュの使用のために必要なものとして送信される信号の受信」と規定された。

(2) 所見

法第47条の8によって作成された複製物を情報処理の過程のために技術的に生じる複製物としてではなく使用した場合には、目的外使用として権利制限規定を及ぼさないこととした規定である。本号が権利制限を認めないものとしている具体的なケースは、例えば、法第47条の8によって作成されたブラウザキャッシュ等の複製物を別のソフトウェアを使用して視聴したり、別の記録媒体に保存したりする場合である。

ただし、著作物の送信の受信に準ずる行為として著作権法施行例第7条の6が定める「著作物の送信の求めに応じてブラウザキャッシュの使用のために必要なものとして送信される信号の受信」をした場合、法第47条の8の送信の受信をしなくても目的外使用とはならず、権利制限が及ぶものとされている。分かりにくい規定であるが、例えば、既に著作物をブラウザキャッシュとしてパソコン内に複製している場合に、ブラウザを用いてサーバーに著作物の送信の求めを行ったが、著作物の更新がないために著作物の受信が行われず、その代わりに受信した信号によってパソコン内のブラウザキャッシュが閲覧されるケースである。この場合には、法第47条の8の複製は改めて行われませんが、権利制限が及ぶこととされている。そのため、特別な操作をせずに、インターネットに接続した上でブラウザを用いて通常のウェブサイト閲覧をしている限り、目的外使用となるおそれはないであろう。

2. 2 違法な著作物の流通を抑止 (113条1項2号、30条1項3号等)

(1) 法整備

インターネット販売等を利用した海賊版の販売申出(広告)が権利侵害を助長している(販売そのものは現行法でも違法)、違法なインターネット配信(違法配信サイトやファイル交換ソフトなど)からの音楽・映像の複製行為(ダウンロード)が正規ビジネスを圧迫する規模になっている、などの指摘を受け検討。

この問題に対処するため、①海賊版と承知の上で行う販売の申出(広告行為)を権利侵害とする(罰則あり)、②違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながらダウンロードすることを私的使用目的でも権利侵害とする(罰則なし)、立法がなされた。

違法な著作物の流通を抑止し、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元が促進されるものと期待される。

(2) 所見

現行法では、著作権侵害行為によって作成された海賊版については、情を知って頒布するか、その目的を持って所持する行為を著作権侵害とみなしていた。しかし、頒布目的物

である海賊版を隠して頒布の申出を行ったり、パソコン等により海賊版の作成が極めて容易であることから海賊版を所持していない段階で頒布の申出を行ったりすることがあり、このような場合には著作権侵害行為とはならなかった。また、匿名性が高いインターネットオークションでは、販売者と購入者のやりとりを権利者が知ることはできないため、頒布の申出がなされた時点で販売者を捕捉しなければ海賊版の販売を抑止することは困難であるが、現行法では頒布の申出自体は著作権侵害行為でないので、プロバイダ責任法による発信者情報開示や、サイト利用規約等に基づく頒布申出の削除請求ができないという問題点が指摘されていた。そのため、改正法第 113 条第 1 項第 2 号では、違法な著作物の流通を抑止し、正規ビジネスの成長と権利者への利益還元をするために本改正がなされたものである。頒布申出も「情を知って」行った場合に限り、著作権侵害となる。

次に、改正法第 30 条第 1 項第 3 号では、権利者側からの強い要望により、違法配信と知りながら音楽又は映画の著作物をダウンロード（録音、録画）する行為に権利制限規定が適用されないものとしている。ただし、利用者側からは、違法配信だと知らずにダウンロードすることもあり得ること、違法配信からのダウンロードの違法化を利用する詐欺まがい行為の横行等について強い懸念が示されたため、違法配信であることを知っていた場合についてのみ権利制限の適用外とし、その場合にも罰則の適用はないものとされた。また、利用者に適法なコンテンツであることを示す識別マークの普及も進められており、レコード会社と映像製作会社が正規に提供するコンテンツを配信するサイトのトップページや購入ページ、再生画面ページなどに「エルマーク」が表示されることも行われている。

本改正との関係で、「You Tube」や「ニコニコ動画」で行われているストリーミング配信によって音楽又は動画を視聴することは、コンピューター内にブラウザキャッシュが複製されるため本項によって違法とされないか問題となるが、これについては改正法第 47 条 8 項により権利制限され適法な行為となると考えられる。同項による権利制限は、利用又は使用自体が著作権侵害となる場合には及ばないが、利用者による視聴行為自体は適法であるため、ブラウザキャッシュの複製も視聴のための情報処理の過程において当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要な複製に該当すると考えられるためである。

本改正については、個人の私的な違法ダウンロードまで罰せられるべきではないとの社会的コンセンサスがあるにもかかわらず、罰則を伴わない規定だけ設けて著作権侵害としても著作権法遵守の規範意識を低下させる結果にしかならないという考え方もあり得る。民事上の損害賠償請求又は差止請求についても、個人の利用行為に対して行使されることは實際上想定しにくいであろう。

ゲームソフトが本改正の対象となる「映画の著作物」にあたるかは、個々のゲームソフトの内容とも関係するものであり、一概にはどちらともいえない点には注意を要する。対象となる著作物の範囲の拡大については、今後、著作権分科会にてさらなる検討がなされる予定である。

2. 3 障害者の情報利用の機会の確保(37条3項, 37条の2等)

(1) 法整備

インターネットの発達等により、健常者は多様な情報に簡単にアクセスすることができるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大している。「障害者の権利に関する条約」²においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる」と規定されている。

ここで、現行法では、主体が点字図書館等に限定されている、録音図書の作成や放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信等の限られた行為のみが可能となっているだけ、視覚障害者及び聴覚障害者のみが対象であるなど、主体や範囲が限定されているという問題があった。

このため、主体を公共図書館にも拡大、デジタル録音図書(デイジー図書³)等の作成や、映画・放送番組への字幕・手話の付与等、幅広い行為が可能となったほか、発達障害者等も広く対象にすることとした。

視覚障害者等のための複製等が認められる者、聴覚障害者等のための字幕等の作成・自動公衆送信が認められる者、聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画の作成・貸出しが認められる者については、政令により次の通り規定された。

「視覚障害者等のための複製等が認められる者」(法第37条第3項関係)

以下の施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定めた。

- ①児童福祉法第7条第1項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設
- ②大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- ③国立国会図書館
- ④身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ⑤図書館法第2条第1項の図書館
- ⑥学校図書館法第2条の学校図書館
- ⑦老人福祉法第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- ⑧障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定す

² 外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html)参照。

³ デイジー(DAISY: Digital Accessible Information System)は、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために開発されたカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。現在、約40カ国の会員団体で構成するデイジーコンソーシアムが、技術開発および維持を行っている。

る障害福祉サービス事業（生活介護（第6項）、自立訓練（第13条）、就労移行支援（第14項）又は就労継続支援（第15項）を行う事業に限る。）を行う施設

その他の条件として、「①、④及び⑧を設置する者については、非営利目的の法人に限定。」、「⑤については、司書又はこれに相当する職員として文部科学省令第1条の3で定める職員を置いている図書館に限定。」、また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定することとした。

また、①～⑧の施設を設置する者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定めた。

「聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画の作成・貸出しが認められる者」（法第37条の2第1号関係）

身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（非営利目的の法人に限る。）を一般的に定めた。

また、上記のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定めた。

「聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画の作成・貸出しが認められる者」（法第37条の2第2号関係）

以下の施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定めた。

- ①大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- ②身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ③図書館法第2条第1項の図書館
- ④学校図書館法第2条の学校図書館

その他の条件として、「②を設置する者については、非営利目的の法人に限定。」、「③については、司書又はこれに相当する職員として文部科学省令第1条の3で定める職員を置いている図書館に限定。また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。」、また、「全てについて、法第37条の2第2号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限定。」

した。

①～④の施設を設置する者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定めた。

（２）所見

現行法では対象障害が視覚障害者、聴覚障害者に限定され、利用主体及び利用行為についても極めて限定的なものであったため、実際のニーズに十分応えられているとはいえないものであった。そのため、本改正によって障害者も多様な文化へアクセスし、健常者と同程度の教育を受けることを可能とすべく、対象障害を発達障害（ディスクレシア：読字障害、注意欠陥・多動性障害等）、色覚障害、難聴等まで含むものとし、利用主体は共図書館等にまで広げ、利用行為も拡大図書、デジタル図書等の障害者が必要な方式での複製、公衆送信、貸出等を行うことができるようにしたものである。

教科書バリアフリー法（障害のある自動及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律）⁴は、視覚障害の児童生徒だけでなく発達障害等の児童生徒にも拡大教科書を複製して提供することや、検定教科書の出版社に際して必要に応じて教科書のデジタルデータの提供を義務づけること等を定めているが、本改正では、拡大教科書だけでなく、デジタル録音図書等の作成や映画・放送番組への字幕・手話の作成等の行為まで対象としており、障害者の保護（権利制限）をさらに強固にしている。

障害者の保護は、国はもとよりすべての国民や企業が少しずつ譲歩して実現されるべきである。障害者の情報利用確保は、今回の改正でかなりの程度進められたが、視覚障害者等及び聴覚障害者等ではない障害者（手足の障害者等）についていかに対処するかについては今後の課題であり、さらなる改正が検討されるべきである。

⁴ 電子政府の総合窓口 e-gov (<http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO081.html>)

第Ⅱ章 新しい裁定制度

ジョーンズ・デイ法律事務所
弁護士 橋本有加

1 裁定制度の改正

1. 1 改正の背景

過去のテレビ放送番組、名作映画、豊富な品揃えを配信の前提とする音楽コンテンツ、図書新聞等のアーカイブ群、ネットワーク投稿コンテンツ、ネット掲示板における多人数創作コンテンツ等、潜在的な需要がありながら、著作権者等が不明又は多数のためビジネス利用が滞りがちなコンテンツは数多い。

2010年1月1日以前の著作権制度にも、こうしたコンテンツの利用を促進するため、著作権者不明であり「相当な努力」を図っても著作権者に連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定により、補償金を供託し、著作物の適法な利用を可能とする制度が存在した。裁定制度である。しかし、裁定制度とは、行方が分からなくなったとは言え、確かにどこかには存在する著作権者の権利を、本人の許可を得ずに利用することを合法化する仕組みである（英語標記上は、**Compulsory License**）ことから、その運用は厳格なものとならざるを得ない。ことため、著作権者を探すために相当な努力をしなければならないなど、制度利用者にとって敷居の高い制度内容であった。

制度利用者すなわち著作物の利用を由来とするビジネスを行う者の立場で言えば、「著作権者を探すための相当な努力が具体的でなく、何をどこまでやればよいのか分からない」、「仮に裁定制度を利用し、相当な努力を行ったとしても、裁定までに時間を要するほか、最終的に利用を認める裁定がなされるか否かが分からないのではとてもビジネスには利用できない」ことになり、結果として裁定制度の利用は滞りがちであった。また、「対象が著作権者に限定され、しばしば不明となりがちな実演家等の著作隣接権者には適用されない」というのも、制度利用が不活発であることの要因となっていた。

1. 2 改正の要点

上述した諸問題を解決するため、平成 21 年度著作権法一部改正において、裁定制度の改正が行われた。改正の要点は、次の三つである。

- ①著作隣接権者の不明の場合の裁定制度の創設
- ②権利者探索の相当な努力の明確化
- ③申請中利用の制度の創設(裁定申請の際に、あらかじめ担保金を供託した場合には、

裁定結果を待たずに利用が可能となる)

1. 3 政令により明示された事項

具体的な運用ルールは、政令により明らかにされた。

(1) 相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合（法第 67 条第 1 項関係）

以下のすべての方法によっても権利者と連絡するための情報が得られなかった場合、又は、以下の方法により得た情報その他の情報に基づき連絡しようとしたが連絡が取れなかった場合をいう。

- ・ 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
- ・ 著作権等管理事業者その他広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること
- ・ 日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること

(2) 申請中利用の際に供託した担保金の払い戻し事由とその金額（法第 67 条の 2 関係）

担保金の額が法第 67 条の 2 第 6 項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったときは、その超過分を取り戻すことができる。

(3) その他裁定申請書記載事項等（法第70条第8項関係）

- ・ 裁定申請書に記載すべき事項として、「法第67条の2第1項の規定により申請中利用を行う場合には、その旨」を含めること
- ・ 法第67条の2第3項に規定する申請中利用者に対して法第70条第5項の裁定をしない処分をした旨の通知を行う場合に補償金額を併せて通知すること
- ・ 著作隣接権者と連絡することができない場合についても、政令で定める著作権者と連絡することができない場合の規定を準用すること

2 新旧裁定制度の比較

2. 1 制度内容の比較

図表 2 新旧裁定制度の比較

	旧制度	新制度
1 裁定の対象	著作権	著作権及び著作隣接権(実演、レコード、放送又は有線放送)
2 申請手続の明確化		
①権利者探索の「相当な努力」	○法令の定めなし ・「申請の手引き」に具体例を例示	○政令により以下の定め ・広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること ・著作権等管理事業者その他広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること ・日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること
3 申請中利用の制度	なし	新設
①著作物の利用開始	○裁定の手続の終了後に利用可能 ・文化庁長官の裁定を受け、かつ、 ・文化審議会の諮問を経て文化庁長官が決定した通常の使用料額に相当する補償金を供託	○裁定の申請後に利用可能 文化庁長官の裁定を受ける前であっても、 担保金を供託することにより利用可能
②担保金		○担保金の額は文化庁長官が定める ○申請者は、申請後、担保金を供託 ○権利者が現れなかった場合は、供託された担保金は国庫に帰属
③担保金と補償金の関係		○文化庁長官が決定した補償金額が、あらかじめ供託した担保金額を越えない場合は、新たな供託は不要 ○裁定をしない処分を受けたときは、申請から処分までの間に利用した著作物の使用料額に相当するものとして文化庁長官が定めた補償金を供託する必要あり(ただし、あらかじめ供託した担保金の額を越えない場合は、新たな供託は不要) ○申請者は、担保金額が著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったとき、その超過額を取り戻すことができる

出所： 文化庁著作権課による本委員会説明資料に基づき作成

裁定の対象としてこれまでは著作権のみであったが、新制度では著作権及び著作隣接権(実演、レコード、放送又は有線放送)について裁定を行うことができる。

権利者探索の「相当な努力」について、旧制度では法令の定めはなく、「申請の手引き」に具体例を例示するにとどまっていたが、新制度では政令に明示された。

大きな法の発展として、申請中利用の制度が新設された。旧制度では、著作物の利用開始時期は裁定の手続が終了した後、すなわち、文化庁長官の裁定を受けて、かつ文化審議会の諮問を経て文化庁長官が決定した通常の使用料額に相当する補償金を供託して、初めて利用が可能であった。新制度では、裁定申請をし、担保金を供託すれば、裁定手続の終了を待たずに利用が可能になる。旧制度下の「申請の手引き」において、裁定の可否の決定と補償金の額の決定の標準処理期間は3か月とされていたことからして、利用開始までの時間が大幅に短縮される。

そして、かかる申請中利用者が供託する担保金の額は文化庁長官が定める。権利者が現

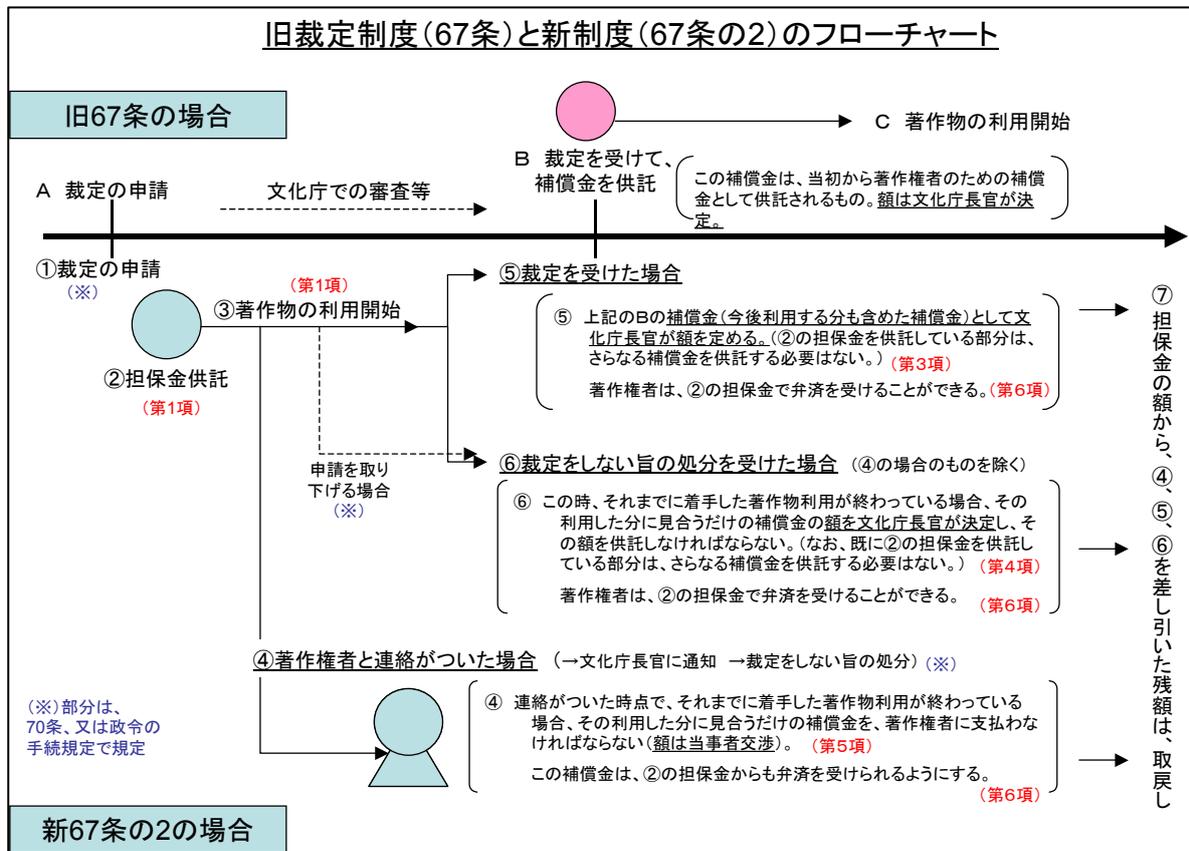
れなかった場合、供託された担保金は国庫に帰属する。

仮に文化庁長官が決定した補償金額があらかじめ供託した担保金額を超えない場合には、新たな供託は不要である。また、裁定をしない処分を受けたとき、申請から処分までの間に利用した著作物の使用料額に相当するものとして、文化庁長官の定めた補償金を供託する必要があるが、ここでも、あらかじめ供託した担保金の額を超えない場合には新たな供託は不要である。他方、担保金額が補償金額を超える場合、申請中利用者は、政令の定めに従って、その全部又は一部を取り戻すことができる。

2. 2 利用手順の比較

旧制度においては（図表3の太い矢印線の上部）、「A 裁定の申請」をして、文化庁で審査等を行う。その後、「B 裁定を受けて、補償金を供託」することになるが、この補償金の額を定める場合には、文化審議会著作権分科会の中にある使用料部会という組織に諮問される。そして、「C 著作物の利用開始」、すなわち著作物を適法に利用することができることになる。

図表3 新旧裁定制度における制度利用フローチャート



出所： 文化庁著作権課による本委員会説明資料に基づき作成

新制度では（図表3の太い矢印線の下部）、「① 裁定の申請」を行い「② 担保金供託」をすれば、「③ 著作物の利用開始」をすることができる。すなわち、裁定手続の終了を待たずに利用を開始することができる。

ここで、「④ 著作権者と連絡がついた場合」には（旧制度下で連絡がついたことはなく、実際には極めてレアケースと考えられる。）、裁定をしない旨の処分を受けることになる。著作権者と連絡がついた場合は、通常の利用行為の原則に戻って、利用者と権利者が交渉して補償金額を決める。利用者は権利者に対して、連絡がついた時点までに利用した分については、利用した分に見合うだけの補償金を支払う。

新制度では、「⑤ 裁定を受けた場合」、既に著作物の使用を開始した後ということが一般的になると思われる。補償金の額は文化庁長官が定めるが、補償金の額が担保金の額を下回った場合、申請者は、差額分を取り戻すことができる。実際の制度運用においては、担保金として定める額と、裁定の補償金として定める額とに差が生じるケースは少ないものと考えられる。

「⑥ 裁定をしない旨の処分を受けた場合（④の場合のものを除く）」としては、申請者が、権利者の探索の努力を十分にしていない場合や、著作者に著作物の利用を廃絶する意思が明らかにある場合等が想定され得る。また、申請者が裁定の取下げをした場合にも裁定をしない処分がなされる。裁定をしない処分を受けた場合には、著作物の利用の開始時期から、裁定をしない旨の処分を受けた時までの期間の使用料額に相当する額を文化庁長官が補償金として定めるので、申請者はその分については供託しなければならない。差額が生じた場合には、申請者が担保金から取戻しをすることができる。

3 新制度利用上の留意点

3.1 裁定の申請

（1）相当な努力

裁定の申請をするためには、「相当な努力」を払っても著作権者と連絡することができないことが必要である。従前、「相当な努力」については法令に定めがなく「申請の手引き」に具体例が示されているのみであったが、今般、裁定制度にかかる事前準備を容易にする効果を期待すべく、政令、更には告示によりその中身が明確化された。すなわち、裁定の申請予定者としては、具体的に以下のすべての方法をとらなければならない。

- ・ 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの（美術年鑑、レコード年鑑、著作権台帳等）を閲覧すること
- ・ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトを開覧すること
- ・ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であつ

て、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うものへ照会すること

- ・同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者（出版社、レコード会社等）へ照会すること
- ・同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体（学会、著作権者団体等）へ照会すること
- ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、又は社団法人著作権情報センターのウェブサイトに 30 日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること

申請予定者としては、旧法下の「申請の手引き」からの変更点に留意しておく必要があると思われる。しかしながら、實際上大きな変更は見当たらない。

インターネットのホームページによる調査について、これまで「2 ヶ月」以上の広告期間の確保が求められていたが、社団法人著作権情報センターのウェブサイトに「30 日」以上掲載すればよいとされ、掲載期間が短縮されたことが最大の変更点といえる。日刊新聞紙への掲載による情報収集が現実的でないため、通常、同センターのウェブサイトへの掲載による情報収集を行うことになると思われるところ、申請準備期間短縮に一定の効果を期待することができる。

なお、「申請の手引き」においては、著作権者と思われる人の住所が明らかな場合、住所地の市町村役場等への照会による調査を行い、その経歴等が明らかな場合は、勤務先、所属団体等の機関への照会による調査を行うことが求められていた。この点、新制度上同様の定めはないが、文化庁著作権課による委員会説明によれば、必ずしもこのような調査を行う必要がなくなったことを意味するものではない。

このように、政令、告示で「相当な努力」の内容について定められたとはいうものの、新制度下の運用と旧制度下の運用の間に、ほとんど相違は生じないといえる。また、結局のところ、より具体的に「相当な努力」として何をどの程度行えばよいかについては、事前に文化庁に相談することが実務上肝要である。もっとも、「相当な努力」の具体的内容は告示で定められているため、今後の実務に応じて、裁定制度がより利用しやすい制度になるように、機動的な変更がなされることを期待したい。

（2）申請書の様式

裁定を受けようとする者は、申請書を文化庁長官に提出しなければならない。申請書に記載すべき事項、添付資料の内容について、政令で定めることとされた（法第 67 条第 2 項）。要件に合致しているかどうかを客観的に判断できるようにすることで、文化庁内の事務処理の簡素化を図り、もって制度運用の迅速化を図るものである。

具体的な申請書記載事項については、従前政令で求められていた「著作物の利用方法」の記載が法律上要求されたこと、申請中利用を行う場合にはその旨を記載することが、政令で求められることとなったことを除いて変更はない（法第 67 条第 2 項、政令第 8 条第 1 項）。また、具体的な申請書添付資料についても、「著作権者と連絡することができないことを疎明する資料」が法律上要求されるようになったこと以外に変更はない（法第 67 条第 2 項、政令第 8 条第 2 項）。

（3）申請の主体を巡る問題

政令のパブリックコメントに対する文部科学省の回答によれば、同一の著作物等の利用者が共同して「相当な努力」を行うことが可能とされており、著作権者不明の著作物について共通の利益を有する者にとって、検討に値すると考えられる。

また、今回の改正の結果として裁定の申請数が増加すれば、申請行為自体の代行を事業として認めることについて議論することも考えられなくはないが、現時点では弁護士や行政書士等の資格者による代理しか認められないと思われる。

（4）著作隣接権

前述のとおり、著作隣接権者が不明の場合にも、裁定制度を利用することが可能とされたので、過去のテレビドラマをインターネットで二次利用しようとする場合に、その出演者の一人の行方が不明である場合等にも、裁定制度の利用を検討することが可能となる。

なお、本改正によって著作隣接権の対象が拡大されるものではないため、IP 放送について裁定制度を利用することはできない。

3. 2 担保金供託

新制度の下では、担保金を供託すれば、裁定申請中の利用が可能とされた。この担保金の額は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める（法第 67 条の 2 第 1 項）。担保金の額については、補償金の支払いを確保するための暫定的なものについての額であり、迅速な制度運用を可能とする観点と、残額は申請中利用者が取り戻せるものであることを考え合わせ、補償金とは異なり、文化審議会への諮問を要するものではないとされた⁵。

当初は、担保金の額を定型化し一覧表で示すという案もあったようであるが、利用の多様性等から「著作物の利用方法を勘案」という定めしかなされなかった。ただ、担保金を求める趣旨が、利用者が無資力であった場合の負担を著作権者に負わせないようにす

⁵ 文化庁長官官房著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年改正）について」（コピライト 2010 年 1 月）44 頁。

べく、補償金に見合う額をあらかじめ確保するという点にあるところ、文化庁長官は、申請された利用方法に対応して想定される補償金の額に不足が生じないように担保金の額を定めることになり⁶、更に言えば、可及的に担保金の額を補償金の額を同一にしようと試みるはずである。そして、運用上は、申請予定者が文化庁に相談する過程で、補償金の額の算定の基礎となるべき事項についても調整がなされると思われる。そのため、この限りにおいて、補償金、引いては担保金の額を予測することが可能となり得る。なお、補償金とは異なり、担保金についての不服申立制度は定められていない。

3. 3 著作物の利用開始

裁定申請中に担保金を供託した上でなされた著作物の利用により作成された著作物の複製物には、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない（法第 67 条の 2 第 2 項）。なお、申請中利用によって作成した複製物について、その後裁定を受けたとしても、法第 67 条第 3 項によって求められる、同条第 1 項の裁定に係る複製物である旨等の表示をし直す必要はない⁷。

また、法第 67 条の 2 の規定で譲渡も含めて著作物の利用ができることとした意味が失われなくようにするため⁸、申請中利用の制度によって公衆に譲渡された著作物の複製物のその後の譲渡について、譲渡権が及ばなくなるとされた（法第 26 条の 2 第 2 項第 3 号）（実演の録音物又は録画物につき、法第 95 条の 2 第 3 項第 3 号、レコードの複製物につき、法第 97 条の 2 第 3 項第 3 号）。

3. 4 利用開始後

(1) 著作権者と連絡がついた場合

「著作権者と連絡をすることができるに至った」とは、しようと思えば許諾交渉ができるようになった時点をいう⁹。この場合、申請中利用者は、裁定をしない処分を受けることになる（法第 70 条第 7 項）。申請中利用者は、著作権者と連絡をすることができるに至った時までの著作物の利用に係る使用料額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない（法第 67 条の 2 第 5 項）。この補償金の額については、当事者の交渉によって決まる。

⁶ 前掲注 1 42 頁、43 頁。

⁷ 前掲注 1 43 頁。

⁸ 前掲注 1 46 頁。

⁹ 前掲注 1 43 頁。

そして、著作権者は、申請中利用者に直接補償金を請求するか、供託所から還付を受けるかを選択することができる。直接著作権者に補償金を支払った申請中利用者は、この支払いによって著作権者の補償金請求権が消滅し、それによって担保金からの還付請求権もなくなるため、担保金全額を取り戻すことができることとなる¹⁰。

(2) 裁定を受けた場合

文化庁長官が裁定をするに当たり、文化審議会に諮問した上で、文化庁長官が通常の使用料の額に相当する額を補償金として定める（法第 67 条第 1 項、第 71 条）。前述のとおり、補償金の額と同一になるように担保金の額を定めようとの考慮が働くと思われるけれども、以下のように、補償金の額を検討した結果、担保金の額と異なる額が定められることもある。

担保金と補償金の関係	著作権者	申請中利用者
担保金 > 補償金	著作権者は、補償金を受ける権利に関し、供託された担保金から弁済を受けることができる（法第 67 条の 2 第 6 項）。	申請中利用者は、新たな供託は不要で（法第 67 条の 2 第 3 項）、差額を取り戻すことができる（同条第 7 項、政令第 8 条の 2）。
担保金 = 補償金		新たな供託は不要である（法第 67 条の 2 第 3 項）。
担保金 < 補償金		担保金の額に相当する額について新たな供託は不要であるが（法第 67 条の 2 第 3 項）、差額を供託する（法第 67 条第 1 項）。

¹⁰ 前掲注 1 44 頁。

(3) 裁定をしない処分を受けた場合

上記(1)の著作権者と連絡がついた場合を除き、申請中利用者は、文化審議会に諮問した上で、裁定をしない処分を受けた時までの著作物の利用に係る使用料額に相当するものとして、文化庁長官が定めた額の補償金を供託しなければならない(法第67条の2第4項、第71条)。

担保金と補償金の関係	著作権者	申請中利用者
担保金>補償金	著作権者は、補償金を受ける権利に関し、供託された担保金から弁済を受けることができる(法第67条の2第6項)。	担保金の額のうち補償金の額に相当する額について、補償金を供託したものとみなされる(法第67条の2第4項)、申請中利用者は、差額を取り戻すことができる(同条第7項、政令第8条の2)。
担保金=補償金		担保金全額について、補償金を供託したものとみなされる(法第67条の2第4項)。
担保金<補償金		担保金全額について、補償金を供託したものとみなされ、申請中利用者は、差額を供託する(法第67条の2第4項)。

3.5 裁定の申請の取下げ

また、文化庁長官は、申請中利用者から裁定の申請を取り下げる旨の申出があったときは、当該裁定をしない処分をするとされた(法第70条第7項)。この場合、申請者は、文化庁長官から、あらかじめその理由の通知を受けることも、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えられることもなく、理由を付した書面をもって当該裁定をしない処分をした旨の通知を受けることもない(同条第5項)。

3.6 不服申立て

裁定又は裁定をしない処分を受けた場合、定められた補償金の額について不服がある利用者は著作権者を被告として、著作権者は利用者を被告として、裁定又は裁定をしない処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる(法第72条)。また、裁定又は裁定をしない処分についての行政不服審査法によ

る異議申立てにおいては、法第 72 条第 1 項の訴えを提起することができない場合を除いて、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない（法第 73 条）。

他方で、著作権者と連絡がついた場合については、法第 72 条（補償金の額についての訴え）及び法第 73 条（補償金の額についての異議申立て）の適用はない。利用者と著作権者が連絡を取ることができる以上、補償金の額は両者間の純粹に私的な交渉事項となり、両者で合意に至ることができなければ、裁判所に判断に委ねられることになると思われる。

3. 7 供託

担保金についても補償金と同様に、著作権者が国内に住所又は居所で知っているものを有する場合は、当該住所又は居所の最寄りの供託所に供託し、その他の場合は、供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に供託するものとされた（法第 74 条第 3 項）。

供託された担保金及び補償金が国庫に帰属する時期については、利用者の供託金取戻請求権の消滅時効の起算点、著作権者の供託金還付請求権の消滅時効の起算点等の解釈に関わる部分であり、一義的に明らかではない。なお、補償金の還付請求については、著作権者であるとして還付請求してきた者が本当に著作権者であるかをどのように確認するのかという難しい側面がある。

3. 8 その他

旧制度に基づき作成された「申請の手引き」と、政令及び告示との単純な比較を本稿末尾に整理したので、制度利用者をご参照いただきたい。

4 まとめ

以上のように、担保金を供託すれば、裁定申請中から著作物の利用が可能となったことや、著作隣接権者不明の場合についても裁定制度の利用が可能となったことは、裁定制度における大きな進展であり、同制度の利用可能性は広がったといえる。他方で、依然として権利者探索の「相当な努力」が厳格に求められることに変わりはないようであり、今後の裁定制度の利用状況次第では、更なる変更が求められることもあるだろう。また、著作権者等多数のためビジネス利用が滞っているコンテンツの利用を促す制度についての今後の検討にも期待したい。

図表4 「申請の手引き」と政令及び告示の単純な比較

	旧制度（申請の手引き）	新制度（政令及び告示）
1. 名前からの調査		
ア	原則として公表当時の「人名辞典」、「人事興信録」、「著作権台帳」、「〇〇名鑑」等の名簿・名鑑類（少なくとも2種類以上）による調査 注) 著作者でもあると思われる場合には、没年も調べる。	著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの（美術年鑑、レコード年鑑、著作権台帳等）を閲覧すること
イ	インターネット上の情報による調査 注) 著作者でもあると思われる場合には、没年も調べる。	広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトを閲覧すること
ウ	その人の住所が明らかな場合については、住所地の市町村役場等への照会による調査	
エ	その人の経歴等が明らかな場合については、勤務先、所属団体等の機関への照会による調査	
2. 利用者を通じた調査		
	当該著作権者と思われる人の作品（利用しようとする著作物以外のものを含む。）を出版したことがある出版社、CD化したことのあるレコード会社等が明らかな場合については、その出版社等への照会による調査 注) その出版社等が現存しない場合には、承継会社等がないことについて可能な範囲で確認する。	同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者（出版社、レコード会社等）へ照会すること
3. 一般又は関係者への協力要請		
	インターネットのホームページ又は新聞・雑誌等への広告掲載による調査	日刊新聞紙への掲載、又は社団法人著作権情報センターのウェブサイトへの掲載
ア	インターネットのホームページによる調査 著作物の題号、著作者名、著作物の種類及び内容又は態様など、分かっている範囲で著作権者を捜す上で有益と思われる項目を掲載し、次のいずれかの方法により2ヶ月以上の広告期間を確保する。	同センターのウェブサイトにて30日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること
a)	裁定申請予定者がホームページを持っている場合 ホームページへの掲載と、社団法人著作権情報センターが開設する不明な権利者を捜す窓口ページにリンクを貼ってもらうことが必要。なお、同センターによらず広く一般の人からアクセスのあるポータルサイトにリンクを貼ってもらうことでも代替可能。	

b)	<p>裁定申請予定者がホームページを持っていない場合</p> <p>同センターの窓口ページで広告掲載をする。他のホームページで広告掲載をすることも可能であるが、この場合、上記 a) の方法により、リンクを貼ってもらう。</p>	
イ	<p>新聞・雑誌等による調査</p> <p>一般紙又は一般雑誌を原則とするが、利用しようとする著作物が特定の分野のものである場合は、専門新聞又は専門雑誌等（音楽情報誌、経済情報誌、美術専門雑誌など）に広告掲載すれば足りる。</p>	<p>日刊新聞紙への掲載により、公衆に対して</p> <p>広く権利者の情報提供を求めること</p>
4. 専門家への照会		
	<p>その著作物に関する造詣が深い研究者や機関（学会、作家団体など）が存在する場合については、研究者や機関への照会による調査</p>	<p>同種著作物等について識見を有する者を</p> <p>主たる構成員とする法人その他の団体（学会、著作権者団体等）へ照会すること</p>
5. 著作権等管理事業者等への照会		
	<p>その著作物と同種の著作物の著作権を管理する「著作権等管理事業者」がある場合については、著作権等管理事業者等への照会による調査</p>	<p>著作権等管理事業者その他の著作権又は</p> <p>著作隣接権の管理を業として行う者であ</p> <p>って、同種著作物等を取り扱うものへ照会</p> <p>すること</p>

卷 末 資 料

著作権法の一部を改正する法律の概要

- ・インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている
- ・違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている
- ・障害者の情報格差が拡大している

著作権をめぐる早急な環境整備が必要

改正の趣旨

骨太方針2007等に基づき、電子化された著作物等（デジタルコンテンツ）の流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る。

改正の概要

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

様々な社会的要請を踏まえ、権利者の許諾なく次の行為を行えるようにする。

- インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等
- 過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用
- 国立国会図書館における所蔵資料の電子化
- その他（インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製、電子機器利用時に必要な複製）

2. 違法な著作物の流通抑止

権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、次の措置を講じる。

- インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする（罰則あり）
- 違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする（罰則なし）

3. 障害者の情報利用の機会の確保

障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大する。

- 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
- 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
- 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

4. その他

- 登録原簿の電子化

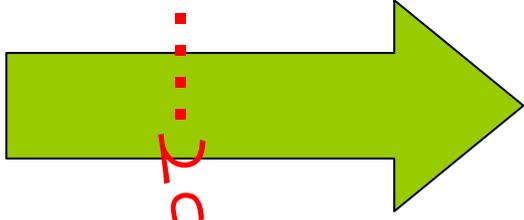
施行期日

平成22年1月

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(1) インターネット情報検索サービスを実施するための複製等 (47条の6)

インターネットでの情報検索サービス (Yahoo!やGoogle) に伴う、情報の収集、整理・解析、検索結果の表示が、著作権法に抵触する可能性があり、日本国内にサーバーを設置できないとの指摘。(「情報大航海プロジェクト (経済産業省)」を推進する観点からも、検討の要請。)



法改正によって



法改正の内容

情報検索サービスに必要な行為は、著作権者の許諾を得なくても可能とすることを明確化する。ただし、次の条件を付する。

- ①権利者がネット上で情報収集を拒否する旨の意思表示を行っている場合は、当該情報を収集しない。(※政令で規定)
- ②サービス事業者が違法複製物の存在を知った場合、その表示を停止する。

国内でも安心して情報検索サービスが実施できるようになり、次世代サービス開発が加速。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(2) 権利者不明の場合の利用の円滑化 (67条, 67条の2, 103条等)

○「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2007」で、「デジタルコンテンツ流通促進のための法制度等を2年以内に整備する」と記述。

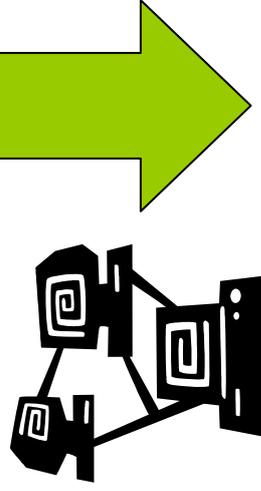
○過去に放送されたテレビ番組等をインターネットで二次利用する場合、著作権者や実演家(俳優)が所在不明であるなどの理由で許諾が得られないことが阻害要因であり、まずこの点を解決すべきとの指摘。

改正前の著作権法における裁定制度(著作権者が所在不明等の場合に文化庁長官の裁定で利用する制度)では、①実演家(俳優)を対象としていない、②裁定結果が出るまでに時間がかかる等の問題点。

法改正の内容

- ①実演家の所在不明の場合にも、裁定制度を利用できるようにする。
- ②要件(相当な努力)を明確化 (※政令で規定)
- ③裁定申請の際に供託金を供託すれば、裁定結果が出る前でも暫定的な利用を認める。

法改正によって……



過去に放送されたテレビ番組のインターネット配信(例:NHKオンデマンド)等が行いやすくなり、新たなサービスが加速。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(3) 国立国会図書館における所蔵資料の電子化 (31条2項)

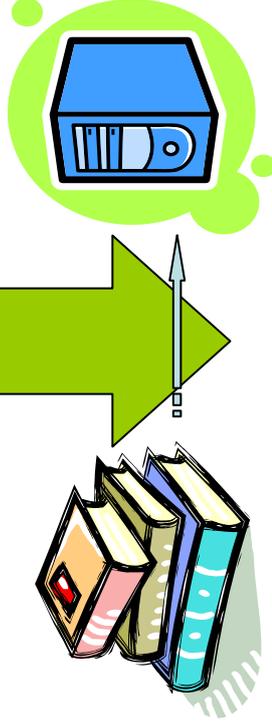
出版物を網羅的に収集し保存するという国立国会図書館の役割を踏まえ、所蔵資料が傷む前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できるようにすることが重要。

改正前の著作権法では、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能。

法改正の内容

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化できることとする。
(閲覧やコピーサービスの運用は出版業界の意見も踏まえ、適切にルール化)

法改正によって……



出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、
将来の世代に引き継ぐことが可能。

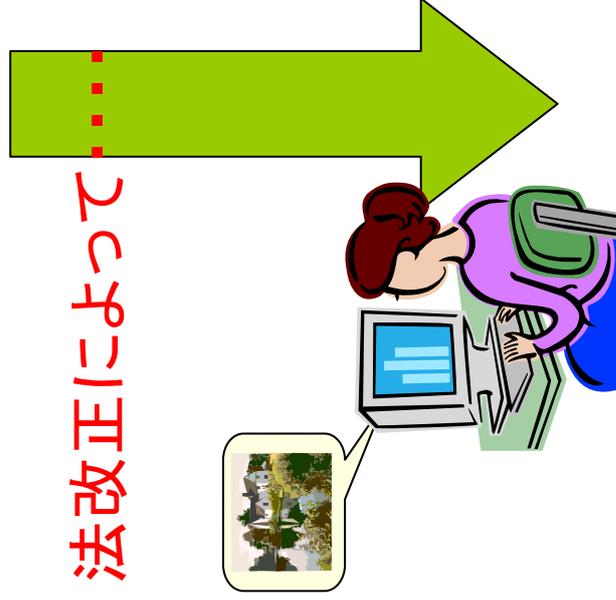
1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(4) インターネット販売等での美術品等の画像掲載 (47条の2)

○インターネット販売等において美術品や写真等を出品する際、商品画像の掲載が著作権(複製権や公衆送信権)の侵害となる可能性があるとの指摘。

○取引を行う上で、商品情報を供することは売り主に求められる義務として必要不可欠。

法改正によって



法改正の内容

商品画像の掲載を権利者の許諾なしに行えるようにする。

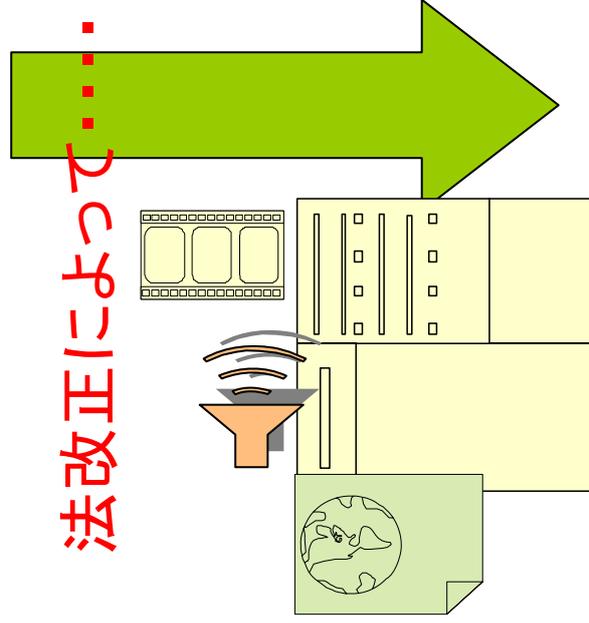
(ただし、複製防止措置など、一定の措置を条件とする。)
(※政令で規定)

美術品・写真を適法に販売できる法的環境が整備され、これらの著作物の円滑な流通が促進。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(5) 情報解析研究のための複製 (47条の7)

- ウェブ情報の解析、言語解析、音声解析、映像解析等の情報解析を行う際に、文字列、音、映像等の要素を抽出して比較・分類する目的で、コンピュータへの著作物の蓄積が行われている。
- 解析技術の開発は、高度情報化社会において必要不可欠。また、これらは著作物を個別に利用するものではないため、著作権(複製権)が及ばないようにすべきとの指摘。



法改正によって……

法改正の内容

コンピュータによる情報解析を目的とする場合には、必要と認められる限度で、著作物の複製ができるようにする。

ただし、情報解析に使用されることを目的として作成・提供されたデータベース(例えば、新聞社の有料データベース)は、権利制限の対象外とする。

社会学研究、言語学研究、音声・映像認識技術開発など情報処理を活用した様々な分野の研究開発が進展。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(6) 送信の効率化等のための複製 (47条の5)

- デジタル化・ネットワーク化が進展し、インターネットを通じた情報利用がますます重要に。
- 通信事業者などにとって、情報通信を効率的にするための「キャッシュサーバー」や、障害を回避するための「バックアップサーバー」などを設置して、情報を蓄積しておく措置が必須。

これらのサーバーにおける情報の蓄積行為は、改正前の著作権法では、形式的には「複製」となるなど、位置づけが不明確。

法改正によって



法改正の内容

キャッシュサーバーやバックアップサーバーなどにおける情報の蓄積は、著作権侵害とならないことを明確化。

利用者にとって快適かつ安定したインターネットの利用環境を整備するとともに、円滑なデジタルコンテンツの流通環境も実現。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(7) 電子機器利用時に必要な複製 (47条の8)

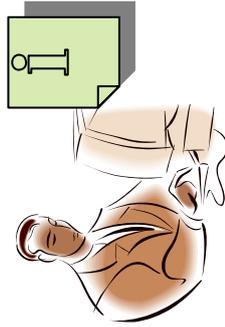
- ワープロソフトを用いて文書を作成したり、ブラウザを用いてインターネット上のウェブページを視聴するなど、コンピューターを用いた著作物の利用が一般化。
- このような利用の際、コンピューター内部の技術的処理過程において、ソフトウェアやウェブページなどの情報がメモリなどの記録媒体に蓄積される。

コンピューター内部における技術的処理のために必要となる一時的な蓄積が、改正前の著作権法では、形式的には「複製」となるおそれがあり、位置づけが不明確。

法改正によって……

法改正の内容

電子機器の利用時に技術的処理過程で必要となる情報の一時的な蓄積行為は、著作権侵害とされないことを明確化。



利用者が安心して電子機器を利用できる環境を実現。

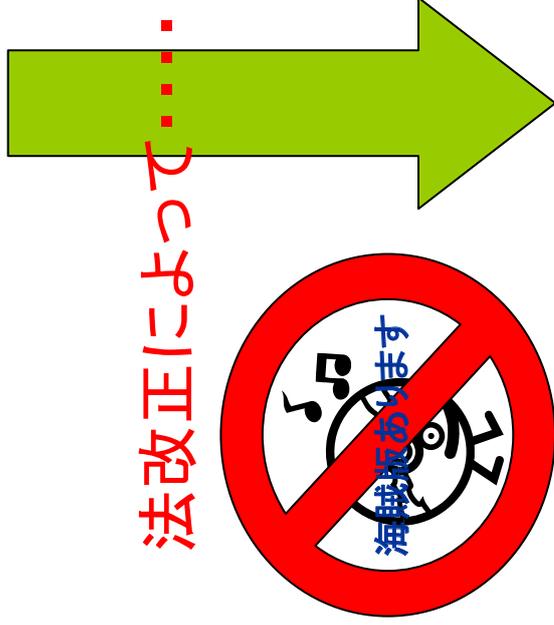
2. 違法な著作物の流通を抑止

(113条1項2号, 30条1項3号等)

① インターネット販売等を利用した海賊版の販売申出(広告)が、権利侵害を助長しているとの指摘。
(販売そのものは改正前の著作権法でも違法)

② 違法なインターネット配信(違法配信サイトやファイル交換ソフトなど)からの音楽・映像の複製行為(ダウンロード)が、正規ビジネスを圧迫する規模になっている。

例: 携帯電話向け音楽配信からの年間ダウンロード曲数 違法: 約4億曲 > 正規: 約3億3千万曲
(社)日本レコード協会調査)



法改正によって...

法改正の内容

- ① 海賊版と承知の上で行う販売の申出(広告行為)を権利侵害とする。(罰則あり)
- ② 違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする。(罰則なし)

違法な著作物の流通を抑止し、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元を促進。

3. 障害者の情報利用の機会の確保

(37条3項, 37条の2等)

- インターネットの発達等により、健全者は多様な情報に簡単にアクセスすることができるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大。
- 「障害者の権利に関する条約」においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定。

改正前の著作権法では、点字図書館による録音図書の作成や、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信など、主体や範囲が限定されている。

法改正の内容

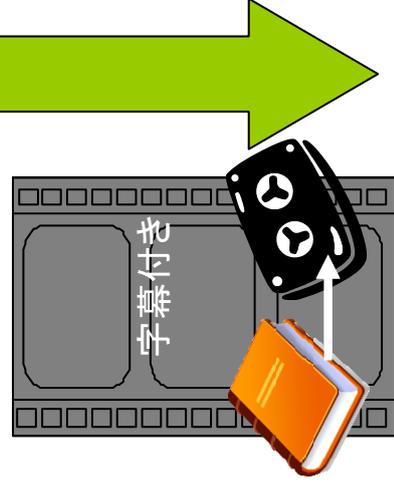
改正前

- 主体が点字図書館等に限定。
- 録音図書の作成や、放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信等、限られた行為のみが可能。
- 視覚障害者、聴覚障害者のみが対象。

改正後

- 主体を公共図書館にも拡大。**(※政令で規定)**
- デジタル録音図書(デジジー図書)等の作成や、映画・放送番組への字幕・手話の付与等、幅広い行為が可能に。
- 発達障害者等も広く対象に。

法改正によって...



障害者も健全者と同様に多様な情報へのアクセスが可能。

著作権法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第299号）の概要

「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律第53号。一部を除き、平成22年1月1日施行）の施行に伴い、著作権法施行令について必要な規定の整備等を行う。
（施行期日：平成22年1月1日）

I 障害者福祉関係（法第37条第3項、第37条の2、令第2条、令第2条の2）

1. 政令委任事項

改正後の著作権法（以下「法」）第37条第3項及び第37条の2では、「障害者の福祉に関する事業を行う者で政令で定める者」が、視覚障害者等向けの録音図書の作成や聴覚障害者等向けの映画字幕の作成等を行うことができる旨規定。

2. 改正内容

（1）視覚障害者等のための複製等が認められる者（法第37条第3項、令第2条関係）

- 以下の施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定める。
 - ① 児童福祉法第7条第1項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設
 - ② 大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
 - ③ 国立国会図書館
 - ④ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
 - ⑤ 図書館法第2条第1項の図書館
 - ⑥ 学校図書館法第2条の学校図書館
 - ⑦ 老人福祉法第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - ⑧ 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護（第6項）、自立訓練（第13条）、就労移行支援（第14項）又は就労継続支援（第15項）を行う事業に限る。）を行う施設
- その他の条件として、
 - ・ ①、④及び⑧を設置する者については、非営利目的の法人に限定。
 - ・ ⑤については、司書又はこれに相当する職員として著作権法施行規則第1条の3で定める職員を置いている図書館に限定。また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。
- ①～⑧の施設を設置する者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

（2）聴覚障害者等のための字幕等の作成・自動公衆送信が認められる者（法第37条の2第1号、令第2条の2第1項第1号関係）

- 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障

害者等のために情報を提供する事業を行う者（非営利目的の法人に限る。）を一般的に定める。

- 上記のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

（3）聴覚障害者等のための字幕や手話付きの映画の作成・貸出しが認められる者（法第 37 条の 2 第 2 号、令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号関係）

- 以下の施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者を一般的に定める。
 - ① 大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
 - ② 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項の視聴覚障害者情報提供施設
 - ③ 図書館法第 2 条第 1 項の図書館
 - ④ 学校図書館法第 2 条の学校図書館
- その他の条件として、
 - ・ ②を設置する者については、非営利目的の法人に限定。
 - ・ ③については、司書又はこれに相当する職員として著作権法施行規則第 1 条の 3 で定める職員を置いている図書館に限定。また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。
 - ・ 全てについて、法第 37 条の 2 第 2 号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限定。
- ①～④の施設を設置する者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち、「聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」を定める。

II 美術品等の譲渡等の申出のための画像掲載関係（法第 47 条の 2、令第 7 条の 2）

1. 政令委任事項

法第 47 条の 2 では、「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を講じている場合には、美術品や写真の譲渡又は貸与をするために商品紹介用の画像掲載を認める旨規定。

2. 改正内容

以下のいずれかの措置を講じていることを規定。

- ① 法第 47 条の 2 に規定する複製について、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものと

なるようにすること。

- ② 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
- ③ 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行う著作物の複製を電磁的方法により防止する手段（コピープロテクション）を用い、かつ、当該著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるこの基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

Ⅲ 送信の障害の防止等のための複製関係（法第 47 条の 5、令第 7 条の 3、令第 7 条の 4）

1. 政令委任事項

- 法第 47 条の 5 では、「自動公衆送信又は特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」を補助する事業者（いわゆるサーバー管理事業者）が、送信の障害の防止等のために必要な複製を行うことを認める旨規定。
- また、同条では、複製可能な著作物について、「送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるもの）がされた著作物」と規定。

2. 改正内容

- 「特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」として、
 - ① 受信者からの求めに応じて自動的に行う送信で自動公衆送信以外のもの（例：ストレージサービスにおけるオンデマンド送信等）
 - ② 受信者からの求めに応じて自動的に行う送信以外の送信で電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるものを規定。
- 「特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるもの」として、以下の行為を規定。
 - ① 電気通信回線に接続している特定送信装置の特定送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体として加え、若しくは当該記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体に変換し、又は当該特定送信装置に情報を入力すること。
 - ② その特定送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該特定送信装置に情報が入力されている特定送信装置について、電気通信回線への接続を行うこと。

Ⅳ 情報検索サービス関係（法第 47 条の 6、令第 7 条の 5）

1. 政令委任事項

法第 47 条の 6 では、「政令で定める基準」に従う者に限って情報検索サービスを実施するための複製等を行うことを認める旨規定。

2. 改正内容

「政令で定める基準」として、

- ① 情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと
- ② 文部科学省令で定める方法に従い情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を収集しないこと
- ③ ネットワーク上の情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について②の措置がとられたことが判明したときは、当該情報の記録を消去することを規定。

V 電子計算機における著作物利用に伴う複製関係（第49条第1項第7号、令第7条の6）

1. 政令委任事項

法第49条では、インターネット上のウェブサイトの閲覧等をする場合に、法第47条の8（電子計算機における著作物利用に伴う複製）の規定により作成されたブラウザキャッシュ等の複製物を政令で定める一定の行為等をしないで利用する場合には、当該利用自体を目的外使用として複製とみなし、権利制限を認めない旨規定。

2. 改正内容

「政令で定める一定の行為」として、「著作物の送信の求めに応じてブラウザキャッシュの使用のために必要なものとして送信される信号の受信」を規定。

VI 裁定制度関係（法第67条第1項等、令第7条の7等）

1. 政令委任事項

- 今般の法改正により、文化庁長官の裁定を受ける前であっても、長官の定める使用料相当額の担保金を事前に供託した上で著作物を利用することができる「申請中利用制度」を創設したこと等に伴い、以下の事項について政令で定めることとされた。
 - ① 相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合（法第67条第1項関係）
 - ② 申請中利用の際に供託した担保金の払い戻し事由とその金額（法第67条の2関係）
 - ③ 裁定申請の際に添付すべき資料等の事項（法第70条第8項関係）

2. 改正内容

- ① 「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」の内容（法第67条第1項、令第7条の7関係）

著作権者の氏名や住所など著作権者と連絡するために必要な情報（以下「権利者情報」という。）を得るために以下のすべての措置をとり、かつ、当該措置により得られた情報その他その保有するすべての情報に基づき権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡ができなかった場合を規定。

ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める

- 刊行物その他の資料を閲覧すること
- イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること
- ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること

② 申請者が供託した担保金の全部又は一部を取り戻すことができる場合（法第 67 条の 2 関係、令第 8 条の 2）

政令において、担保金の額が同条第 6 項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなったときは、その超過額を取り戻すことができる旨を規定。

③ その他（法第 70 条第 8 項関係、令第 8 条、令第 12 条、令第 12 条の 2）

上記のほか、政令において、

- ・ 裁定申請書に記載すべき事項として、「法第 67 条の 2 第 1 項の規定により申請中利用を行う場合には、その旨」を含めること
- ・ 法第 67 条の 2 第 3 項に規定する申請中利用者に対して法第 70 条第 5 項の裁定をしない処分をした旨の通知を行う場合に補償金額を併せて通知すること
- ・ 著作隣接権者と連絡することができない場合についても、政令で定める著作権者と連絡することができない場合の規定を準用すること

について規定。

Ⅶ その他規定の整理関係

I～Ⅵのほか、「著作権法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 53 号）の施行に伴い必要となる所要の規定の整理等を行う。

著作権法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年省令第38号)の概要

「著作権法の一部を改正する法律」(平成21年法律第53号)の施行に伴い、著作権法施行規則について、「著作権法施行令の一部を改正する政令」(平成21年政令第299号)で求められている必要な規定の整備を行う。(施行期日:平成22年1月1日)

I 聴覚障害者等福祉関係(法第37条の2第2号、令第2条の2第1項第2号、規則第2条の2)

1. 省令委任事項

- 著作権法の一部を改正する法律(平成21年法律第53号)による改正後の著作権法(以下「法」という。)第37条の2第2号では、「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」が聴覚障害者等(※)向けに貸出しをするために字幕入り映画の作成等を行うことができる旨規定。

※聴覚障害者等:聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者を指す。

- 著作権法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第299号)による改正後の著作権法施行令(以下「令」という。)第2条の2第1項第2号では、「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」として、一定の施設を設置して聴覚障害者等のための情報提供事業を行う者のうち、法第37条の2第2号の規定により作成された複製物(以下「聴覚障害者等用複製物」という。)の貸出しを「文部科学省令で定める基準」に従って行うものを対象とする旨規定。

2. 改正内容

聴覚障害者等用複製物の「貸出しの基準」として、以下のものを定める。

- ① 専ら貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。
- ② 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次の事項を含む規則を定めること。
 - i 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が目的外使用(※1)をしないこと。
 - ii デジタル複製防止手段(※2)が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合には、貸出しを受ける者がその複製物を用いて新たな複製物を作成しないこと。
- ③ デジタル複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを行う場合は、複製者の名称及び複製物を識別するための符号を、複製する著作物とともに記録(映画の著作物の場合は、映像と併せて常に表示されるように記録すること。)をして貸出しを行うこと。
- ④ 貸出し業務を適正に行うための管理者を置くこと。

※1 目的外使用:法第49条(又は法第86条第2項又は第102条第9項)の行為を指す。

※2 デジタル複製防止手段:電磁的方法により著作物等のデジタル方式の複製の防止をする手段であって、著作物等の複製の際に用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等とともに記録する方式のものを指す。

Ⅱ 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準（法第 47 条の 2、令第 7 条の 2、規則第 4 条の 2）

1. 省令委任事項

- 法第 47 条の 2 では、「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を講じている場合には、美術品や写真の譲渡又は貸与をするために商品紹介用の画像掲載を認める旨規定。
- 令第 7 条の 2 では、「政令で定める措置」として、以下のいずれかの措置を講じていることを規定。
 - ① 法第 47 条の 2 に規定する複製について、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
 - ② 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
 - ③ 同条に規定する公衆送信について、当該公衆送信を受信して行う著作物の複製を電磁的方法により防止する手段（コピープロテクション）を用い、かつ、当該著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるこの基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

2. 改正内容

- 上記①に係る「文部科学省令で定める基準」として以下のものを定める。
 - i 図画として法第 47 条の 2 に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが 50 平方センチメートル以下であること。
 - ii デジタル方式により複製を行う場合において、同条に規定する複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が 32400 以下であること。
 - iii i、ii に掲げる基準のほか、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 上記②に係る「文部科学省令で定める基準」として以下のものを定める。
 - i デジタル方式により法第 47 条の 2 に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が 32400 以下であること。
 - ii i に掲げる基準のほか、同条に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 上記③に係る「文部科学省令で定める基準」として、以下のものを定める。
 - i デジタル方式により法第 47 条の 2 に規定する公衆送信を行う場合におい

て、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が90000以下であること

- ii i に掲げる基準のほか、同条に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。

Ⅲ 電子メールの送信その他の送信（法第47条の5、令第7条の3、規則第4条の3）

1. 省令委任事項

- 法第47条の5では、「自動公衆送信又は特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」を補助する事業者（いわゆるサーバー管理事業者）が、送信の障害の防止等のために必要な複製を行うことを認める旨規定。
- 令第7条の3では、「特定送信（自動公衆送信以外の送信で政令で定めるもの）」として、ストレージサービスにおけるオンデマンド送信や「電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの」を規定。

2. 改正内容

- 「電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの」として、次の事項を規定。
 - ア 電子情報処理組織を用いて行う通信文その他の情報の送信（アナログ信号伝送用の電話回線のみを用いるものを除き、相手方の電子計算機を用いて当該情報が出力されるようにするものに限る。）
 - イ 前号に掲げるもののほか、ファクシミリ装置又は電話機により受信されることを目的として行われる送信（インターネットプロトコル又は当該送信を中継し、及び当該送信に係る情報を記録する機能を有する装置を用いるものに限る。）
 - ウ 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術を利用する方法を用いて電子計算機により受信されることを目的として行われる通信文その他の情報の送信

Ⅳ 送信可能化された情報の収集を禁止するための措置の方法（法第47条の6、令第7条の5、規則第4条の4）

1. 省令委任事項

- 法第47条の6では、「政令で定める基準」に従う者に限って情報検索サービスを実施するための複製等を行うことを認める旨規定。
- 令第7条の5では、政令で定める基準の一つとして、「文部科学省令で定める方法」に従い情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を収集しないことを規定。

2. 改正内容

- 「文部科学省令で定める方法」として、次に掲げる行為のいずれかを、情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置についての一般の慣行に従って行うことを定める。
 - i 送信可能化された情報で `robots.txt` の名称の付されたものに次の事項を記載すること。
 - ・ 情報検索サービス事業者による情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの
 - ・ 情報検索サービス事業者による収集を禁止する情報の範囲
 - ii 送信可能化された情報でHTMLで作成されたものに、情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する旨を記載すること。

広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料等を定める件（文化庁告示第26号）の概要

「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律第53号。一部を除き、平成22年1月1日施行）の施行に伴い、文化庁告示において、「著作権法施行令の一部を改正する政令」で文化庁長官による定めが求められている事項について、定めを行う。（施行期日：平成22年1月1日）

1. 告示委任事項

- 今般の法改正により、文化庁長官の裁定を受ける前であっても、長官の定める使用料相当額の担保金を事前に供託した上で著作物を利用することができる「申請中利用制度」を創設したこと等に伴い、「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合」の内容等について政令で定めることとされた。
- これを受け、著作権法施行令の一部を改正する政令による改正後の著作権法施行令（以下「令」という。）では、以下の方法のすべてにより権利者と連絡するために必要な情報（氏名、住所等。以下「権利者情報」という。）を得ようとしたにもかかわらず得られなかった場合又は当該方法により得られた情報その他その保有するすべての情報に基づき権利者と連絡をしようとしたにもかかわらず連絡ができなかった場合を規定。
 - ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
 - イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者へ照会すること
 - ウ 日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対して広く権利者の情報提供を求めること。

2. 告示の内容

- (1) 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料（上記ア関係）
 - 上記アの文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。
 - ① 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの（例：美術年鑑、レコード年鑑、著作権台帳等）
 - ② 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
- (2) 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者（上記イ関係）
 - 上記イの文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。
 - ① 著作権等管理事業者その他の著作権等の管理を業として行う者であって、裁定を受けて利用しようとする著作物等と同じ種類の著作物等（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
 - ② 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者（例：出版社、レコード会社等）

③ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体
(例：学会、著作者団体等)

(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法（上記ウ関係）

上記ウの文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイトに30日以上の期間継続して掲載することとする。

財 団 法 人 J K A
平成21年度デジタルコンテンツの保護・活用に関する調査研究等補助事業

コンテンツ流通プラットフォームの
現状と課題に関する調査研究

—2010年1月1日施行の著作権法と新裁定制度—

報 告 書

発 行 平成22年3月

発行者 財団法人デジタルコンテンツ協会
〒102-0082 東京都千代田区一番町23番地3
日本生命一番町ビルL B
TEL. 03(3512)3900
FAX. 03(3512)3908

不許複製 禁無断転載